

平成22年第4回幸田町議会定例会会議録（第3号）

---

議事日程

平成22年12月7日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 浅井武光君	2番 酒向弘康君	3番 大嶽弘君
4番 池田久男君	5番 水野千代子君	6番 足立嘉之君
7番 鈴木博司君	8番 山本隆一君	9番 杉浦務君
10番 鈴木修一君	11番 大須賀好夫君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 夏目一成君
16番 鈴木三津男君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君
参事	杉浦護君	環境経済部長	松本和雄君
建設部長	鍋田堅次郎君	会計管理者	鈴木政巳君
教育長	内田浩君	教育部長	牧野良司君
消防長	酒井利津夫君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長	鈴木久夫君	主幹	鈴木政彦君
------	-------	----	-------

---

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦労さまです。

ここで、お諮りいたします。

昨日に引き続き、議場において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたしますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、議場内において写真撮影を許可することに決定いたしました。

写真撮影は、一般質問の質問者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。  
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様11名であります。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

---

#### 日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 大須賀好夫君、12番 内田 等君の両名を指名いたします。

---

#### 日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いをいたします。

それでは、昨日に引き続き通告順に従い質問を許します。

まず、15番、夏目一成君の質問を許します。

15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしてあります、大きく分けて4点について質問してまいりますので、納得のいく答弁をお願いいたします。

まずは、コンピュータシステムの現状についてお聞きします。

最近では、尖閣諸島の周辺での日本の監視船に中国の漁船が衝突した事件があり、監視船の乗組員が撮影した画像が政府の管理下にあるにもかかわらず、この画像が漏えいした事件がありました。そのほかにも、報道で耳にしたということもありますが、我が町のセキュリティーについて、現状をお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） コンピュータシステムのセキュリティーの関係でございますが、これにつきましては、平成15年に「幸田町情報セキュリティーポリシー」というものを策定いたしております。これをもとに情報管理をいたしてきております。

この内容につきましては、六つの対策を考えておまして、一つは、重要データの隔離ということでございます。これは、住民情報、課税情報、これらをほかの情報系のインターネットといいますか、そういったものと隔離しておることが一つの安全対

策としてやっておることでございます。したがって、基幹系のネットワークと情報系のネットワークと分離しているということが1点でございます。

さらに、外部攻撃の対策としまして、情報系のネットワークに対しまして外部からの攻撃を遮断する、そういったファイアウォールと言いますが、そういうことをいたしまして、外部からの攻撃を防ぐという対策でございます。

さらに、機器の盗難防止ということでございます。これは、職員に1台ずつパソコンを今現在持っておるわけですが、このパソコンを持ち出すことができないようにワイヤーで固定をいたしております。

さらに、ウイルス対策といたしまして、週1回、全端末機をウイルス対策ソフトによるチェックをいたしております。

さらに、データ保護といたしまして、かつてはできたわけですが、今はパソコンでフロッピーにデータを移して、そのフロッピーを外へ持ち出して、またほかのパソコンでそれを見るということが可能であったわけですが、今現在は、役場のコンピュータにつきましては、フロッピーで持ち出しをしてもそれが再生できないという、そういう暗号化をいたしております。

さらに、愛知県のコンピュータの関係で、愛知電子自治体推進協議会といったもので各自治体が加わって協議会をつくっておりますが、この協議会においてそれぞれの市町村の情報セキュリティについての点検をいたしております。

こういった検査を受けることによって、情報セキュリティの現状を把握するということで行っておりますが、たまたま今年度のその検査につきましても、5段階評価でA、B、C、D、Eとあるわけですが、B評価をいただいております。最高がA評価でございますので、まだまだ改善の余地があるということであると思っておりますけれども、上位に評価されておるといふ実態でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） いろいろと説明していただきまして、本当にしっかりやっとなんということはわかるんですけれども、この平成15年の幸田情報によるセキュリティということでもありますけれども、コンピュータは本当に一年一年進化していくと思うんです。だから、この規定が15年度ということでもありますけれども、こんな古いものでいいのかということの一つありますが、どんな見解でしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 基本的なセキュリティ対策ということでの対策を規定しておることであって、その後、今現在の技術の進展の中でのその都度の対応はいたしておることでございます。

問題は、そういった機械、コンピュータを通しての情報漏えいということが、100%とは言いませんが、ほばないだろうというふうに思っているわけですが、一方、そういったコンピュータから出力した紙ベースでの情報の流出といったものが考えられるわけです。

これはどういうものかと言うと、内部の人的な意思によって流出するというのが、

これが一番心配することであって、これらにつきましては、職員の守秘義務を徹底するということでの対策以外ないわけですし、コンピュータ自体での情報の勝手な流出というものは、外部からによる流出というものはないのではないかなというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） わかりました。

これからもしっかりとセキュリティーについてやっていただきたいと思います。

続きまして、コンピュータシステムの予算でありますけれども、年間どのくらい占めておるかということと、できれば前回の契約などとちょっと比較ができればお願いしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） コンピュータに係る経費でございますが、ホストコンピュータに係る費用が一番大きいわけでございますが、これが5,600万ほどでございます。さらに、職員のパソコン、1人1台というパソコンの借り上げが1,300万ほどでございます。さらに、インターネットサーバーの借り上げ、LGWANサービス提供設備の借り上げがありまして、合計しますと7,300万ほどの金額になるわけでございます。

しかし、これはホストコンピュータを中心とした経費でございますが、それ以外にホストコンピュータを使わずに、最近では単体での安価なでき合いのシステムを導入するところが多くございます。いろんな各職場で単体で行っているいろんなシステムがございます。これらがほぼ同額の経費を要しておりまして、合わせて1億5,000万ほどの電算処理に係る経費としてはございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 1億5,000万ということでありましてけれども、これは幸田町全体と申しますか、ホストコンピュータ以外のやつも入れてと思うんですが、消防署とか、各階、1階とか2階とか3階とかいろいろあるわけですが、これも全部含んでということでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それと、今回の契約の前のおきの比較は、わかったらちょっとお願いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ホストコンピュータに係る経費につきましては、減少傾向にあります。

先ほども言いましたように、単体でのシステムがどんどん分離して、それらがふえておると。それらに係る費用は逆にふえているということでございますので、ホストは減少しておりますけれども、単体システムがそれぞれの職場でふえておるという実態、ちょっと数字的なものはつかんでおりませんが、そういう傾向にあるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それでは、次に行きたいと思います。

契約についてでありますけれども、随意契約でやっておられるのか、入札制度でやっておられるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ホストコンピュータ等に関しましては、受注生産によるメーカーとの直接契約でございます。安全かつ有利な条件での契約ということで、随意契約をとっております。

そのほかにつきましては、既存システムとの接続に関しては、安全性が大事でございますので、随契ということでやっておりますが、住民開放端末など一般的な機器の購入につきましては、競争入札という使い分けをいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 契約については随意契約ということでお聞きしたんですが、聞いたところによりますと、幸田町の場合は富士通を使っておられるというふうに聞いておりますが、ほかにもNECとか東芝とかいろんなメーカーがあるんですけれども、やはり富士通が使い勝手がいいとか、いろんなことがあるかと思うんですが、その辺のところ、わかったら教えてください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ホストコンピュータにつきましては、4年ごとの更新ということで対応しておるわけですが、更新する際には、やはり更新前のコンピュータから新しいコンピュータへのデータの移行ということをやらなければならないのでございます。そういうことを考えますと、同じメーカーでの対応が一番より安全な切りかえということで考えておりました、他のメーカーについては切りかえるということは今のところ考えておりません。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 近隣市町村については、こういったメーカーを使っておるかということがわかたらちょっとお願いしたいと思いますが、これは注文して特注で幸田町に合うようにつくってもらおうとか、そういう形をお願いしとるのですか、どうでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 幸田町独自のシステムを構築いたしておりますので、そういった関係で、やはり従来のシステムを基本に更新切りかえを考えざるを得ないということでございます。

近隣の自治体の使用しておるコンピュータについては、ちょっと手持ちにございませんので、後ほどまたわかり次第、報告をさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それでは、次に行きたいと思います。

これからのシステムでありますけれども、効率のよいものがいろいろと次には出てくると思うんですが、それじゃあ来期はどんなものとか、値段はどんなぐらいのものというふうなのを考えておられるか、お聞きします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） システムの更新に当たりましては、費用対効果を考え、機能をアップするというのを、この時代の流れでございますので、当然求める一方、やはりコストのダウンを図っていくということで契約に臨んでいきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 幸田町はそういう形で1億5,000万ということでありますけれども、近隣については、全然情報とかそういうのはないでしょうか。

それから、県の情報機関とか、そういうところからもいろいろと情報を取って、次への更新というような形はとらないのですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 電算処理の内容が市町村まちまちでございます。単純に比較はできないということでございますけれども、他市町村の場合は、行政規模にもよりますけれども、約3億から5億円の電算費用をかけておるということは聞いております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それでは、次に行きたいと思えます。

公共建物の構造についてであります。各地域の建物が避難所として指定してありますけれども、いろいろ耐震とか、それから情報については万全であるか、お聞きしたいと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 避難所につきましては、65を指定しておるわけでございますが、このすべてが耐震対策の実施をいたしておりまして、構造上は万全であるということでございます。

なお、災害情報等、避難場所に避難した際に災害情報等を入手する、そういう情報網の関係につきましては、来年度の地デジ化といったものもございまして、そういう地デジの視聴できる整備を今後進めていくということで考えております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） デジタルの情報が入るということでお聞きしましたけれども、今はアナログしかほとんど入らないということでもありますけれども、デジタルの放送が聞けるような設備を入れていただくということと推察いたしますが、アンテナだけじゃなくて、テレビも一緒に入れていただくようお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 災害情報をベースに考えれば、テレビは通常、集会施設の備品として扱われます。備品については、地域地元の負担で備えていただくということが原則でございます。ただ、避難所指定をしておるということでもって、従来はテレビで情報が入ったけれども、地デジ化で情報が入らなくなると、こういったことは何とでもクリアしなければいけないということで、最低限、今、既存のテレビを使って地デジ対応できる手だてを考えるとということでは、地域についてはアンテナの更新、配線の問題があれば配線をし直すと、それから従来のテレビですと、チューナーの設置で地デジ対策が可能でありますので、そういったところで費用を全額町で見えていくということ

で考えております。

したがって、テレビ本体の地デジ対応テレビに切りかえるということにつきましては、これはちょっと今回町としては費用負担ができないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） アンテナとチューナーということでもありますけれども、これ、チューナーも結構すると思うんですけれども、テレビも今結構安い、そんな大きなやつじゃなくても情報が得られれば結構だと思いますので、チューナーも結構すると思ひます。その辺のところをちょっと勘案して考えていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） チューナーにつきましては、ほぼ1万円以下での購入が可能ではないかというふうに今のところ考えております。

しかし、それをせずに地デジ対応テレビということでの御質問かと思ひますが、やはり避難所指定していない集会施設のテレビもござひます。そういった関係からして、避難所だけそういう特別な対応ということも非常に均衡を欠くのではないかというふうに思ひますし、ただそういったチューナーに係る費用を地元の都合で地デジ対応テレビに切りかえると、この際、そういった際には、そういったチューナー部分の費用をテレビの購入に充てていただければ結構かと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） そういうことで、またひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、このデジタル化していただくのは、区で1カ所ということでもありますか、それとも区で避難所が2カ所あれば、2カ所していただけるかどうかということでもありますか、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 主な施設ということで、各区に1カ所ということで限定をさせていただきます。地デジ対応を実施するというように考えております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それでは、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、建物の形状についてでありますけれども、今、陸屋根といひますか、平らな屋根でありますけれども、このところがかんり漏水をするということが多々あるかと思ひますが、これからいろいろと日照権とかメンテナンスの面とかいろいろな面があるかと思うんですが、雨漏りのしない切妻型のような形の建物をこれから建設する場合は進めていただきたいと思ひますが、町の考えはどんなものでしょうか、教えてください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 通常は、構造によって屋根構造もほぼ固定されておるという状況かと思ひます。鉄筋コンクリートであれば陸屋根、木造や鉄骨であれば切妻屋根といったような基本があろうかと思ひます。

こういった中で、町の公共施設の状況を確認しましたところ、公共建物は411棟ございます。これは、建物共済の関係で加入しておる公共施設の棟数が411棟、床面積にして15万2,000平米の床面積がございます。

これらの構造で区分しますと、木造と鉄骨簡易防火のものが切妻だとしますと、約211棟、床面積で2万6,000平米ほどでございます。

一方、陸屋根の関係で見ますと、鉄骨・鉄筋コンクリート、コンクリートブロック等の構造のものが200棟ございまして、床面積が12万6,000平米ということでございます。

合わせて1万5,000平米、棟数が411棟ということでございますけれども、これはあくまでも推計でございます。木造や鉄骨については切妻だというふうに決めつけての推計でございまして、個々に調査したものではありませんけれども、こういった状況でございます。

したがって、棟数は半々でございます。切妻と陸屋根とは半々で棟数はございますけれども、床面積にしますと、8割以上が陸屋根のほうになってくるという内容でございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 私も全部見たわけではありませんが、たとえば言いますと、芦谷のコミュニティセンターと公民館があります。これは、両方とも鉄筋コンクリートの建物でありますけれども、コミュニティのほうは切妻型の屋根であります。築20年は過ぎておると思いますが、雨漏りは一遍もしたことがありません。公民館のほうは、私が知る限りでは、2回漏水工事をしております。

そういう観点から、陸屋根のほうは建築費は安いと思うんですけれども、後のメンテナンスがかなり費用がかかります。

それから、さくら会館の建物も雨漏りがするというので、今回、来年の予算をとっていただいて解消していただけるということでもありますけれども、聞いたところによりますと、何か600万円以上費用がかかるというふうに聞いております。

こういう形で、建物は安くても、後のメンテナンスがお金がかかるなら、最初から投資をしておいたほうが管理も楽ですし、値段も最終的には安くなるかと思うんですが、その点、これからそういう形で進んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） それぞれ公共施設の建築に当たっては、建築の費用とその後のかかる維持管理費を総合的に勘案して、建物の構造や形式を決めてつくっておることだと思っておりますけれども、やはり陸屋根につきましては、防水シート等のメンテが必要になってきます。15年ないし20年で防水シートの張りかえというものがなくなってくるということでございます。それらも当然考えた上での構造決定をしておるというふうに思っております。

しかし、そういった将来を見込んで、初期投資はかかるけれども、維持管理費のかからない構造も今後は考えていく必要があるかと思っております。



ただ、議員も指摘されましたように、陸屋根は確かに建築費としては安くいくというふうには思っております。ですが、初期投資は少ないが、その後の維持管理費がかかるということで、その辺は総合的に判断しての構造の決定をしていくべきだというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） できたら、そういう形でひとつお願いしたいと思います。

続きまして、この建物に関してでありますけれども、この公共の建物である一定の色といたしますか、幸田町で幸田町はこの色がシンボルカラーだよというような色を決めていただいて、建物についてそういうカラーを使って、まちづくりといたしますか、景観をつくっていくようなことは、ちょっと提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 公共施設の外壁の色でございますが、これらにつきましては、従来は各所管が用途に応じて、建物の構造・形式に応じて色を決定しておる。結果、公共施設の色はまちまちになっておるといったのが実態かと思えます。

ただ、用途によっては、やはり色を統一するというのに無理があるのではないかとこのように思うわけでございます。

それは、例えば子供の施設の色と一般の町民の利用する施設の色と、また高齢者の利用する施設の色というものを一つの色に統一するという事は、果たしていかどうかという問題もあろうかと思えます。

そういったことを考えますと、やはり公共施設を一色にするということが、わかりやすいと言えればわかりやすいわけですが、即、それをやっていくということは、やはりもう少し検討させていただきたいなと思えます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 私は一色でということを行いましたけれども、そういう部長のお話の中で、保育園とかいろんな公共施設があるわけですから、その施設別に、保育園はこの色という形でやっていただければまあまあ統一できるかと思えますので、そんな形でひとつお願いしたいと思えます。

続きまして、公用車の管理についてであります。運行管理につきましては、どんな形でやっておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 公用車の管理でございますが、これにつきましては、幸田町公用自動車管理規程に基づきまして、運行管理、整備管理をいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 運行管理と言いますのは、町の規程の管理もありますけれども、法的に管理をせないかんこともあるわけですね。

たとえば言いますと、車に乗る場合、通常、私たちもそうですけれども、点検をしてから乗ることになっております。そういうことと、それからたとえば言いますと、福祉バスみたいに毎日乗っておられる方とか、消防自動車等、緊急があった場合にすぐ

乗って出るわけですがけれども、勤務の前に免許証を持っているかどうかとか、そういう確認をするということが一つあります。

それから、その日の体調がどうかこうかということも管理者は確認せないかんことになっておりますけれども、その点についてはどういう形でやっておられるか、お聞きします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 整備管理者につきましては、道路運送車両法の規定がございます。これによれば、管理者を選任しなければならないということになっております。私どもの役場については、業者委託をいたしております。毎月第1月曜日に全車両の点検チェックを行っておるところでございます。

そういった専門の管理とあわせて、日常点検として、職員みずからが使用前・使用中におきまして点検を行い、仕業点検表に記載して、車両の管理をいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） 部長の言われるのはわかるんですけれども、乗る人が点検をすると、法的に点検するのは、私たちも業者に出して点検をしてもらうことをいたしますが、日常乗る場合に点検をして乗るということで、本来でいくと、その点検した項目を書類に残していくというのが本来の点検であります。整備屋さんで整備してもらう点検とはちょっと違うわけですね。そういうことをしているかどうかということをお聞きしたわけですがけれども、それから免許証も、いろいろと新聞で報道がありますが、免停中に上司に申し出をしなくて、黙って乗っておったとかということもありますし、そういうことを防ぐ意味から、管理者は免許の提示をして確認をするとか、二日酔いになっていないかとかということを確認する、そういう意味の管理ということでもありますので、間違いなく答弁をお願いしたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 公用車の利用する職員が使用する際に当たっては、始業点検表に記載しております。それでもって車両の管理状況を把握することが可能でございます。

なお、運転免許証につきましては、幸田町公用自動車管理規程第8条に基づきまして、職員の免許番号や保険の内容についてきちんと毎年把握をいたしておるところでございます。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） ちょっと私の言っている意味が、説明が悪いのかもしれませんが、その日に免許を持っておるかどうかという確認です。

免許を乗るときに持っていないやいけないということで、上司が確認するということであります。

それから、消防車にしても、福祉バスにしても、点検が義務づけられておるわけですが、点検ハンマー等、試作してあるかどうかということもひとつあります。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 免許証の毎日チェックはいたしておりません。年1回の免許証

の登録内容について総務で集約いたしておる状態でございます。

その点検ハンマーにつきましては、ちょっとそういう規定が今あることを初めて知ったわけですが、それについてもそういった状況にあるかどうかは、特殊車両の関係、所管で把握しておると思います。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 御質問の中で福祉バスにも触れられましたので、福祉バスの状況につきまして、御報告をさせていただきます。

毎朝、始業点検でウインカー、ブレーキ、燃料、タイヤ、そういうものは毎朝点検しております。終わった後には、終業点検ということで、外観まで異常がないことを確かめた後、車庫へおさめておるということでございます。

おっしゃられるようなハンマーでの点検ですとか、それがやられておるかどうか、申しわけありません、今把握はしておりませんので、もしそれがやらなければいけないことであるというのであれば、私どももそのようにしていかないかんというふうにも思っておりますし、免許につきましても、お互いの中でチェックし合えるような、少なくともそういうような形は点検結果表の中に入れていきたいと、このように思っております。

○議長（鈴木三津男君） 消防長。

○消防長（酒井利津夫君） 緊急車両の車両を持っています消防本部署としては、毎日の朝夕ということで仕業点検、夕方には、やっぱりライト等、緊急の場合がありますので、通常の点検以上に夕方にも点検を実施しています。

それから、点検にあっては、運転日誌に記載しまして、修理に出さないといけないものは、すぐ修理ということで、次の申し送りというか、そういう日誌がございますので、それによって職員のこの車の状態を皆さんで共有するということです。

免許証の確認につきましては、これは月に1回通常点検という点検がございます。服装点検等もあわせて、免許証も確認しながら、その都度、グループリーダーが抜き打ちで朝の点検のとき、勤務を行うときには抜き打ちで免許証の確認をさせていただいております。

それから、飲酒運転等の時期であります、私どもは夕方から飲んでいる人間もいますので、朝勤務ということもありますので、その辺についても、朝の始業点検においてはグループリーダーが確認しておる状態です。

それから、整備士がおりまして、特に車の調子が悪い場合は、整備士が一回見て、もし自分の手に負えない場合は、すぐ業者のほうで点検をさせていただいているという状態です。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 15番、夏目君。

○15番（夏目一成君） それぞれ点検はしておられるけれども、本当は記録して残さんと、本当の点検には法的にはならないということでもあります。

それから、先ほど点検ハンマーの件を言いましたけれども、以前、トラックの車が脱輪したということがありましたけれども、これは輪っばを固定しているねじをたたいて音で点検するということでもありますので、そのために点検ハンマーが要するというので

ありますので、御承知おきをいただければありがたいなと思います。

それから、次でありますけれども、国道の草刈りの対応についてであります。せんだって、248号線の歩道が草が繁茂しておいて通れないというなお話がありました。私もすぐ見に行ったわけですが、通報してくれた人の話によりますと、私もその歩道を自転車で通勤しておるということでありました。そして、その人が通っておるときは、いつも車道へ出て通っていたそうです。

それから、たまたまお年寄りの女の方が乳母車を引いて、その歩道を通るに通れなくて、車道を乳母車を押して通っておったよというような話がありました。すぐ所管のほうに言って、対応はしていただきました。そここのところだけ対応していただきましたけれども、まだほかのところは対応はしておりません。

9月の議会のときに、大嶽議員からお話がありました。区長さんの仕事を助けるために、職員が通勤時に点検といいますか、見て、ここはいかんなどというところがあったときに、所管にそう言って対応していただければ、区長さんの仕事が少しでも楽になるんじゃないかという話がありました。そのときの答弁で、鍋田部長は、パトロールの強化をして強化を図っていきたいというような答弁がありました。

これからそういう形でやっていただけるのかなと思ったのですが、私が10月だったと思うんですが、パトロールはどういう形でパトロールをしておるのかちょっとわかりませんが、そんなところならすぐわかるはずですが、そういう形になっておったということがわかりました。

パトロールの強化と言っておられますが、何をパトロールしておったのかちょっと何ともわかりませんが、どういう結果でこういう形が出たのか、お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 先ほどのハンマー点検につきましては、よく調査をいたしまして、点検項目として義務づけられておるものであれば、その内容を実施してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、先ほどのコンピュータの関係ですが、近隣の状況でございますが、岡崎市がN E C、蒲郡市が本町と同じ富士通、西尾市が日立、安城市が本町と同じ富士通というような状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 国道248号につきましては、愛知県の西三河建設事務所が管理の所管をしておるわけですが、草刈りににつきましては、美化事業といたしまして、上期・下期、年2回の草刈りを業者発注をされております。2回でそれが十分かと言うと、全く不十分であります。維持管理課としては現在の予算ではそのような対応だと、こういうお話であります。

緊急を要するものは、直営班もありますので、そちらへお願いをしていくと、町としては県との連携は十分保っておるつもりでありますので、よろしく願いします。

それから、大嶽議員の質問の答弁について触れられましたが、これは竹が倒れたり、大木が倒れたり、いわゆる木があつたりして通行に支障になると、これは車両の通行のお話を私のほうは質問の内容として受けとめ、パトロールについては、親切の職員が現

在 8 名と緊急雇用で 4 名がおりまして、1 2 名がおるわけですが、土木課の職員が 2 名直接担当しておりますが、それらはすべて路線について記述を残すように、先ほどの御質問じゃありませんが、パトロール路線を記述に残して、アライバイ工作というのはおかしいんですが、一生懸命やっておることを明らかにせよと、こういうことを指示いたしまして、現在、そのような対応をとらせておっていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 15 番、夏目君。

○15 番（夏目一成君） 一生懸命やっておられるのはわかるんですが、そういう形で、まだ残っているところがあるということは、点検不足かなということがありますので、その辺のところ、一遍、どういうところを点検しておるか、点検した実績が残っておるということでもありますので、また見せていただきたいなと思いますが、当面、私は 248 号線の横落から芦谷を通っておるあたりだよというような話をしたんですが、まだいまだに刈っていないということでもあります。

いずれにしても、国道の場合、県が仕事をやることはわかるんですが、一般の方にはそういう形がわからないものですから、幸田町に言ってやってくれなかった場合は、幸田町は何をやっているんだということになりますので、これからもパトロールはパトロールでしっかりとやっていただければ結構ですが、そういうふうに手落ちのないようにひとつお願いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 国道につきましては、愛知県の管理下でありますので、町と県と連絡を密にして、そういったことについては極力努力をさせていただきますが、いかんせん県の言い分は予算の範囲ということで、金がないものはやれないというところがありますので、さらに強く要請をいたしてまいります。

パトロールにつきましては、記述を始めましたので、ごらんをいただければ結構だと思います。

○議長（鈴木三津男君） 15 番、夏目君。

夏目君に申し上げます。

答弁時間に限りがありますので、質問をよろしくお願いたします。

○15 番（夏目一成君） これからの対応でありますけれども、県がそういう形でお金がないということであれば、当然、どこかがやらなければいかんということでもあります、シルバーにやっていただくとか、何かそういうような方法をとって何とか処理をしていただきたいと思いますが、予算がなくてやれんでは、私どもも困りますので、そういった形でやれないか、御検討をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 建設部長。

○建設部長（鍋田堅次郎君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、愛知県と連絡を密にいたしまして対応をいたしてまいりたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上をもって、15 番、夏目一成君の質問は終わりました。

ここで、10 分間の休憩といたします。

休憩 午前 9 時 55 分

---

再開 午前10時04分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質問を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 改め通告がしてございます2件について、順次質問をしてみたい。

まず、国保税を引き下げ暮らしの支援をすることについて問うものであります。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の下支えをする国民の命と暮らしを守るセーフティネット制度であります。その国保制度が危機的状況に直面していることは、御存じのとおりであります。その制度的危機は何によって引き起こされたのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられるように、国保は国民皆保険をなすために被用者保険等から除外をされた方々を対象としたものでございます。大変国保は、制度運用が非常に難しくなっております。その原因はと、こういうことでございますけれども、短期的に見ていけば、やはり制度的に被用者保険に加入をされない、除かれた方々を対象とするということで、所得水準等が非常に不安定な方々を対象としておるといふ、そういう被保険者の問題が一つあるかと思えます。

さらに、制度が発足当時想定をしておいた医療費の伸び、そういうものにつきましても、非常に大きな勢いで医療が伸びてきておる。この中には、医療の進歩の向上、それから平均寿命の延長というプラス面もあるわけでございますが、そういう面で、その主に両面で制度的に行き詰ったという言い方はいかんかもしれんですが、運用が難しくなっているというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁の内容も一部あるだろうと。私が申し上げたのは、制度的な危機で、今、崩壊をしようとするところに来ておるわけですね。ですから、制度的な問題は、あなたも言われたように、被用者保険以外で、いわゆる所得の低い人たちを包含をする、だからこそ私はセーフティネットと、国民の命と暮らしを守る最低限の医療保険制度として発足をしている、これは制度的な欠陥じゃないんです。セーフティネットとしての制度の問題。

だから、それは1970年代まではそれなりの運営がされてきたわけです。それが1980年代以降、制度崩壊の危機をずっと進めて今日まで来ている、その要因は何かということをお尋ねしとるわけだ。答弁いただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 確かにずっと国保に限らず、医療保険制度は運営が難しくなってきました。1970年代はまあまあで、1980年代以降難しくなってきました。特にそういう御指摘でございますけれども、1984年に医療費の上昇を抑えるために退職者医療制度が導入をされておる。それにあわせて、被用者負担も本人の負

担を求めていかなければならない、そういうような大きな改正がされたのが昭和59年であります。

いずれにしても、それは皆様に十分な医療を提供していくためにどうしても財源が足りないということで、その対策としてとられた措置でありまして、その時々におきましては、これは持続可能な制度ということで見直しをされてきたものと思いますけれども、いろいろ高齢化の進展ですとか、諸般の事情がありまして、さらに厳しくなってきておるといふふうに思っております。

さらに、国民健康保険におきましては、制度上は療養給付費等の50%は国庫、あるいは県の調整交付金で賄われるという仕組みになっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 端的に答弁をいただきたい。だんだんだんだん答弁時間が減ると、私のほうは残り時間全部使っても質問はするということですが、要は私が何で、どうして第1回目の質問でこの問題をとらえたのかということなんです。国保ですよ、私が言っとるのは。

ほかの退職者制度、ほかの制度も一緒だ、こっちだというごちゃまぜの話をしていただきたくない。

国保がここまで制度崩壊の危機に直面をした。それは1980年代の国の国庫負担が、わかりやすく言えば、医療費の50%は国が負担しておったわけでしょう。それをどんどんどんどん切り下げて、今日では半分の25%まで国の負担を減らしてきたと、そういうことが制度崩壊の危機に直面してきたわけですよ。

あれがある、これがある、あっちもあるよと、そういうごちゃまぜの問題ではなくて、根本の問題をどうあなた方が認識しておるのか、そこから出発していかなければ、この国保制度の問題は、私は先行きの見通しはないと思うんです。そういう点ではどういうお考えなのか、端的にいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 国保に対する国庫負担につきましては、昭和28年に医療費ベースの2割を創設されました。37年に25%、調整交付金が5%で、3割まで、38年に25%と調整交付金の1割で35%、41年に45%までにふえてまいりまして、先ほど申し上げました昭和59年に、今度は医療費ベースではなくて、今御質問のように、療養給付費ベースになりましたけれども、50%になってきたところでありませう。

これらにつきましては、個々については事業者負担がないということで、負担軽減のために設けられている措置ということで、先ほどごちゃまぜという議論もございましたけれども、医療を取り巻く全体が、やはり被保険者で負担をある程度求めていかざるを得ないような状況になってきたということで、全体のバランスをとりながら見直されてきたものというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私が申し上げた50%、25%、国はしょっちゅう物差しを変える

もんだ。物差しを変えるたびにその話をしておったら、時間が幾らあっても足らんわけだ。今、一般的に言われるのは、医療費の50%を今まで1980年代の初頭まで国が負担をしてきたけれども、今日まで自民党と、それにつながる自民党・公明党の連立政治、さらにそれを引き継いだ民主党の政権によって、国の負担がどんどんどんどん削られてきたわけでしょう。

あなたの答弁でいくと、何か国が負担をしていってくれるんだと、恩恵的な負担だと、恩恵的な補助金だと。とんでもない話なんだ。

憲法第25条は何だ。国民の生存権を保障するのは、国の政治の責任ですよと、書いてあるでしょう。その憲法第25条の規定によって、医療保険制度の中の国民健康保険制度を国が50%負担をするところからスタートしてきた。

スタートするまでにいろんな経過はあるけれども、要はそれをもとに戻さなかったら、25%の現在の負担から50%に戻さなければ国保が立ち行かなくなりますよという根本的な問題を私は第1に問うわけだ。その点ではどういう方向ですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 私どもも、今、来年度の予算を積算をしておるところでございますけれども、大変厳しくなっております。

国庫負担について、私どもはやはり現制度の中で運用していくというのが、それですか国保の保険者としてはできませんので、国庫がたくさん見ていただければそれにこしたことはないわけでありまして、定率の負担部分は負担部分で、これはやむを得ないものと思います。

さらに、特別調整交付金につきましては、市町村の努力等によりまして交付される部分がございますので、そういうものにつきましては、私どもも1円でも多くいただけるように毎年努力をしておるところであります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この問題を幾らやってもしょうがないわけだ。要は、あなたの言うのは、私の問題提起に対してきちっと答えずに、蛇の道へ行く、横道へ引っ張り込もうという感覚なんだわ。

制度を、これをもとに戻す大もとの原因は、国庫負担を減らし続けてきたことにある。それを戻すことが抜本的な方向ですよということを私は提起したわけです。あなたはどうかという、あなたの認識は何だと。あなたの認識はと言ったら、あっち行って、こっち行って、がらがらぼんじゃ。そんな話をやっておっても切りがない。それは端的に次の答弁でいただきたい。

質問を次に移します。

国保税の滞納額、大変な額になっているですね。これが2004年度から2009年度の6年間を見てもみますと、2004年度の国保税の滞納額は1億8,276万円、これは国保税の調定額に対して16.85%であります。それが2009年度では、2億6,190万円、調定額に対して23%に達しておるわけです、滞納額がね。

その大もとをつくり出してきたのが、前年度より3,443万円滞納額はふえている。つまり、前年よりも、前年というのは、2008年度よりも2009年度が調定額に対



してその比率が1ポイント近く比率を上げとるんだ。それは何によってもたらされた滞納額の増か、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、2億6,000万という大きな滞納金額になってきております。

考えられる理由といたしましては、単純に収納率が平成20年度は91.7%でございました。これは現年度分であります。21年度が90.9%で、0.8%ほど下がっております。

この関係につきましては、やはり所得もそれに応じて下がっておりますので、支払うのが難しくなった世帯がお見えだったのかなというふうにも思いますし、また税率も10%程度上げさせていただきました。その関係もございまして、滞納額も、従来の滞納者にはそれぐらいまた上乘せになったというふうに認識しております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なかなか核心部分には触れんな。最後にちびっといだけで、自分のやっておいたことに対して、自分で落とし穴に入るとはだめだと。大もとは何なのか、収納率が落ちたと、確かにそうだ。収納率が落ちたからこそ、滞納額がふえたわけでしょう。収納率を落とさせるようなことをあなた方がやったことが一番の原因だということなんだ。あなたも最後に10%近く国保税を値上げしちゃったもんねと、大もとはそこですよ。10.8%一気に国保税を上げたでしょう。そのことによって、国保税の滞納額が前年度対比で3,443万円もふえたわけだ。調定額比でいけば、1ポイントも上げた。1ポイントも上げたということは、1ポイント以上の収納率を引き下げた。その原因をつくったのはあなた方だ。

当局が10.8%の国保税の値上げを提案をし、議会は日本共産党以外みんな丸飲みして、大いに結構、結構と。当局の言うことは何でも賛成だと言って、住民に過重な国保税の負担をかけてきた。その結果が、2億6,000万円を超える滞納額を生み出して国保財政をますます運営を難しくしていると、こういうことだというふうに指摘できるわけですが、そういう認識に立って今後財政運営をするおつもりはございますか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 国民健康保険につきましては、医療の給付を行う見返りとして、税で被保険者には負担をしていただくということになっております。そういう観点からいきますと、確かに医療費総額等がふえていけば、それに伴って私どもの負担もふえるし、被保険者に負担をお願いをしていかないかん、税として負担をしていかないかん部分、それも当然出てくると思います。そういうことで、医療費は毎年5%ぐらい伸びていきますので、自然増的に本来ですと税もそれぐらいお願いをしていかない追いついていかないというのが現実であるわけでありまして。

そういうことで、昨年は10%ぐらい上げさせていただいたわけでございますけれども、今後においても、財源が十分確保できないという点が見込まれますので、そういう観点からも、やはり税を上げないとか、軽減をするとか、そういう話は、今、国保を運営していくためには、そういう話はちょっとできない状況があります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 別に先回りして答弁して、ここへ落とし込もうなんていう、そんなことを答弁してくれと言っとるんじゃない。

要は、今日、これほどまでの、2億6,000万円を超える、調定額比率でいけば23%を超える滞納額を生み出している大もとは、国保加入者が払いたくても払い切れなほど重く高い国保税にしてきたことが一番の原因ですよということなんです。

あなたがそれを認識しとるか、してないかはともかく、そこには触れたくない、触れればやけどするわと、こんな感覚で答弁するもんだ。聞いとるほうは、さっぱりわからへん。そういう状況の中で、では国保税に加入している人たちの世帯の所得状況についてどうお考えなのか。

あなたも冒頭で、所得の低い人、いわゆる低所得者を中心にして国保が加入者を募って成り立っている制度ですよということを言われた。そうしたときに、じゃあ我が幸田町の国保加入者の世帯の収入状況はどうなってるのか。

これは、9月の決算議会のときに資料が提出をされて、明らかにされております。所得のない人から年間80万円までの世帯の構成比は32.7%、つまり3分の1の人たちが年間所得80万円以下の人たちによって構成をされておりますよと、こういうことですよね。

そうしたときに、こういう人たちを抱える国保が、あなたの言われるように、財源を確保するためには、今後も引き続き国保税を値上げしなきゃやっていけへんよと。そんなことをやれば、ますます滞納者をふやしていく。それが町の政治の進め方の方向性か。それとも、そういう人たちに手厚い施策を講じて国保が安定的に運営できる方策は何か。再度、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） おっしゃられるように、国保には低所得者が非常に多いという、この現実がございます。

そういうこともございまして、昨年まで応能・応益割合を50、50でとるのが被保険者に負担を求めるとというのが、国の個々の基本的な考え方でございまして、私どももそういうことで今まで応能・応益割合が45から55の間におさまるように税率は定めてまいりました。

しかし、ことし、そういう枠が取り外されておりますので、これからはやはり議員御指摘のように、収納率が低下するというのは、低下すれば、その分、ほかの被保険者にも負担がかかっていく。これは堂々めぐりになっていきますので、皆様が納めやすい税率構造にしていけないかんとということで、それが私どもの今の長期的に安定させていくためには大きな課題と思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうした手厚い施策をどう進めるかという点で、これは町長に答弁を求めます。

町長、あなたは11月25日、町民会館で福祉大会が開かれましたよね。そこであなたが町長あいさつという中で触れられて、さすが町長、これなかなかいいこと言うなど

思っ、メモったわけ。約3分あります。3分、ここで述べるつもりはございません。

その中で、あなたは「暮らしを支えることを第一にして取り組んでいきます」と、こういう内容の町長あいさつを述べられております。その暮らしの支援をすることを第一にして取り組む、その具体策の一つとして、国保の支援策、そういうものをどうお考えられているのかという点で、一つ提起をするものであります。

その状況は、個人均等割、世帯平等割、これを応益割と言いますよね、あなたの言われた。部長の言う応益割・応能割というものの内訳は、応能、能力のあるという人、その内容は、所得がある人、資産を持つと人、これが能力ありと。応益割というのは、個人均等割、世帯平等割と。生きている限り受益を受けるから、金払えよと、こういうことですよ。

そうしたときに、結局、それは所得の状況がどうあろうとも、個人均等割、世帯平等割は課せられてまいります。そうしたことから含めて、私は1世帯2万円、1人当たり1万円の国保税の引き下げ、これはまさに緊急的な支援策です。また、町長が福祉大会で述べられた「暮らしを支えることを第一にする」、その中に私は入ると思います。そうした点で、町長の答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 11月25日に伊藤議員も私のところに来られて話を聞かれたと思いますけれども、暮らしを支えるということは、国保だけに限らず、全体に応じて町民の暮らしを支える、それは低所得者の方から高額所得者すべてに応じての問題で私は論じております。あえて、低所得者だけについて述べたわけではございません。

それから、第1に国保税、うまくこれを、最初は国保をやって次に進まれるという伊藤議員のパターンでやられたなというふうに思っているわけでありましてけれども、1世帯2万円の引き下げ等々の問題でございますけれども、平成22年度から応能割・応益割にかかわらず、7対5対2の割合の軽減適用ができるようになったということで、今後も増大する医療費に対して総合的に判断をしていきたいというふうに思っておりますけれども、現時点で2億有余の滞納額があるということにつきましては、先ほどおっしゃったように、80万以下の方が多くいらっしゃるということでありまして、やはり国保というものは、自分のところの会計で本来やっていくべき事業でございます。社会保険加入者においては二重払いということになるということになるかと思っておりますので、本当に厳しい状況にありますけれども、今後においても滞納を十分に徹底をしながらやっていきたいなというふうに思っております。

今後の状況におきましては、県下の情勢、国の動き等々を見ながら対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は先ほど申し上げたとおり、手厚い支援策の一つとして、1世帯2万円、1人1万円の国保税の値下げを提起をする。今、町長がここで、「よっしゃ、わかった。やるわ」ということを私は期待はしたい。期待はしたいけれども、それは諸般の状況、彼我の力関係等もろもろ考えると、「それはちょっと」というのは一般的に

理解するわさ。それは、あなたも言われるように、今後の状況を見て判断していきたいということにとどめておきたいと思いますが、ただ町長が冒頭で言われた「支えるということは、国保だけを言ったことじゃなくて、すべての町民にこたえることだよ」というのは、ちょっとこれはがらがらぼんだ、ごちゃまぜにする論法だと。

福祉大会という大会の趣旨は、福祉を享受をし、さらにその福祉が全体に広まっていくように、そういう支援と住民の輪を広げていこうと、こういう趣旨の大会だと言ったときに、そこであなたが述べられたということは、福祉を中心にして支えていくようなまちづくりを第一に進めていきたいというのが一般的な受けとめ方だというふうに思います。

このことを論法でずっと話を進めていこうというつもりはございません。しかし、今言われたように、今後の状況を見て、よく状況を判断してと、こういうことであります。そうした判断の中にもう一つつけ加えていただきたい。

それは、国保にはほかに医療保険制度にはない、先ほど申し上げた個人均等割、世帯平等割、さらには資産割と、こういう課税方式がとられております。ほかの医療保険制度は、所得一本です。所得一本だけれども、国保にあっては、こういう三つの課税費目がございます。そうした中の一つに個人均等割というのがあります。これは3万200円。これは、おぎゃーと生まれたら、誕生おめでとうさんと、国保に入っていたら、誕生祝いで3万2,000円いただきますよと、祝い金を出すんじゃないで、誕生を祝って国保税を3万2,000円、均等割を課しますよと、こういう制度ですよ。

生まれた途端に収入があるよと、所得がありますよなんていうことはないわけだ。あなた方の論法は、生まれたその日から医療保険の受益を受けるから、それは当然だと、こういう論法で来るわけだな。そんな答弁、私は求めておらんわけだ。

そうしたときに、一宮市は国保税の均等割については3割減免しておるということも含めて、結局、所得のない人たち、その人から少子化対策も含めて、子育て支援、そういうことも含めて、国保の加入者に過重な負担をかけないと。その一つの方策として、個人均等割を18歳になるまで免除しましょう、軽減しましょうということでもあります。私は3割というみみっちいことではなくて、18歳まで免除する。そうしたことについても、私は町長の先ほどの答弁の中にありましたように、今後状況を見て対処する、考えていくということでもありますので、その中の一つの素材に加えていただけるかどうか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 幸田町の減免制度というのは、非常にいい、県下でも高水準と申しますか、レベルが高いというような状況でございます。この中で、先ほど申し上げましたように、状況下をよく把握して、国保の運営の強化、それから県の情勢等を見ながら、総合的に判断をさせていただくということをお願いしたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど犬山市というふうに申し上げたかもしれませんが、これは一宮市の間違いですので、訂正をいたします。

そうした形の中で、結局、国保税そのものが負担能力のない人たちを中心にして構成

されている医療保険制度。そうしたときに、国がどんどんどん国への負担・責任を地方に押しつけ、地方は加入者に押しつける、そういう政策を進めているわけですね。

そうしたときに、じゃあどこで下支えをするのかと言ったら、今の段階でいけば、国の制度を直せと言ったって、直せんわけだ、それはね。

そうしたときに、それぞれの市町村が一般会計から国保会計に財政支援をしているわけですね。ちょっと古いわけですが、2008年度の県下の状況を見ますと、幸田町は財政支援のために4,251万9,000円出された。1人当たり4,894円、県下57市町村中、下から40番目。後で申し上げますけれども、もっと高いレベルで、幸田町は高いほうから10番目というのがあるわな。これは1世帯当たりの国保税の負担が、県下57市町村中、重い順で10番目、一般会計の補てんをする金額は、57市町村中、下から40番目と、こういう負担の状況。

そうしたときに、これは2008年度ですので、三好は今現在市になっておりますが、当時は三好町でした。三好町は幾ら入れているのか。5億2,153万円入れとるわけだ。住民1人当たり4万7,672円、県下1位ですわ。財政がどうのこうのということもありましょう。しかし、そこには過重な負担を課さずに住民の命と暮らしを守ろうという施策があるからこそだと思ふんです。

ですから、そうした点も含めて、国保会計に私は一般会計からの繰り入れが、けつから数えたら早いという、あるいは重い順番で言ったら、上から数えたほうが早いという、そういう状況を改善をするために、一つの方策としては、私は一般会計から繰り入れをすべきだということですが、そうした点ではどういふふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員がおっしゃったように、私もその辺の一般会計からの繰り出しの関係につきましては、幸田町は非常に県下でもランクの下のほうだということは承知しておりますけれども、もう少しやりくりをうまくしてうまくできないかということも検討しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 町長も言われたように、国保会計への一般会計の繰出額、県下でも下のほうだということは承知しておると、後は十分努力をしてくれと、それはそうです。と同時に、これは限界というのがあるわけですね。そうしたときに、じゃあその限界を踏まえて一般会計からの繰り入れをどうするかということも考えていただきたいということです。

ということと同時に、国保税の滞納者がこれだけふえてくる。国保税の滞納者にかかわらず、税にかかわる滞納が今どんどんどんどんふえてきているときに、国保にかかわって滞納しとるのが悪いんだと、悪者にはペナルティをかけよと、こういう形で資格証明書なるものの発行をたくらむと、こんなことはとんでもない話なんだ。

資格証明書というのは、保険証を取り上げて、あんた国保に加入しとるよという証明書を出すだけだ。あんたは貧乏人だよと、わかりやすく言えば、滞納しとる悪き者だよ。そういうものを行政が押し進めていくというのは、行政責任放棄だということと同時に、住民の命と暮らしを守ることにしても、滞納一つとって、そういうペナルティをかけ

る。じゃあ、滞納に至るような状況を生み出してきた行政側の責任はどこにあるのか、そういう社会がどうなのかというところに目を向けなくて、ただ単に出てきた現象をとらえて、保険証を取り上げて、資格証明書交付、とんでもない話だ。

この資格証明書の発行は、今まで私どもはずっと一貫して発行すべきではない、そして県下の多くの自治体も発行はしておりません。しかし、ここに来て、いや、ペナルティをかけてやれと、滞納しとるやつがどえらい悪いやつだと、横着者だと、そんなの制裁を加えちゃえと、こういう発想が生まれてきとるわけですよ。少なくとも、国保については資格証は発行すべきはない。そういう基本的な立場について、これは町長から答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） ペナルティについては、私どもの担当も心優しい人ばかりでありまして、十分その辺を、町民の皆さんの状況をよく見て対応しておりますので、冷たい仕打ちはしていないというふうに思っております。

他市町におきましても、ペナルティといいますか、そういう形でやられているところもちらほら聞いておりますけれども、一番医療という問題になりますと、生命の問題がございます。その辺につきましても、私どもの職員は十分その辺を見ながら対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 時間配分を間違えた面もありますが、次に国保については、さらなる状況を含めて、住民の命と暮らしを守っていく施策のより一層の展開をしていただくことを求めまして、次の2項目めに入ってまいります。

財政運営の基本、その認識について町長に答弁を求めるものであります。

幸田町に限らず、自治体にはすべてと言ってもいいと思ひますが、財政調整基金、こういうものを持っております。この財政調整基金というのは、特定な目的を持って積み立てていく基金ではなくて、その時々々の財政の状況に応じて、機動的に、有機的に、有効的に活用する、そのための基金であります。つまり、自由に使える財源、基金であります。

2008年度の決算時の財調の基金額は21億円であります。それがこの12月の議会に提出をされております補正予算の成立後では37億円、一気に16億円も積み増しをして、37億円の基金額にするというものであります。

そこで、まず第1に問うことは、そもそも財政調整基金という基金の設置目的は何なのか、町長の答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政調整基金につきましても、健全な町政運営ができるということで、災害、いろんな状況に応じて、それが通常家庭で言えば貯金ということで、そういういろんな状況が起きた場合に支出できる、有効に活用できるという、そういうお金だというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お説のとおり、つまり状況に応じて基金を活用して、一般家庭にた

とえられたけれども、生活を維持していくためだということだと、私もそうだと思います。

ですから、この財政調整基金とは、その時々行政水準を維持をするために活用すること、住民サービスを低下させない、さらに向上させていくために活用するのが基金の設置目的だというふうに思うわけです。

そこで、大変町長には失礼かと思えます。失礼かと思えますが、ぜひ町長の認識をお伺いしたいということで、地方自治法第1条の2、これは地方自治法としての総則という形で表題が載っておりますが、地方自治法第1条の2、地方公共団体の役割、国の役割という形で載っております。2のほうは国の役割ですから、冒頭に掲げられている地方公共団体の役割についてどういうふうに認識されておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 急にその問題を言われるというのは、ぴんとこないわけでありませうけれども、地方公共団体の役割は、住民福祉、その地域の皆さん方に平等な行政をするというようなことだというふうに思っておりますけれども、条文をしっかりと今見ておりませんので、大変恐縮でございますけれども、町民のために十分に福祉をしていくということだというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第1条の2は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を民主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、つまり地方自治体は、そこに住む、あるいはこれは、この解釈は、日本各地からぱっと通って幸田町を通過する、その人たちも全部含めると、これが法の解釈であります。ですから、そういう人たちを含めて、住民の福祉向上のために持てる力を発揮して仕事をしなさいよと、これが地方自治法第1条の2に定めるところの地方公共団体の役割だということでもあります。

そうしたことを前提にしまして、町長が施政方針、あるいは所信表明、さらには予算編成方針で述べておられますが、その中で、2007年度決算の町税93億5,000万円がこの12月補正予算で町税72億5,000万円と、ここまで落ち込んだ。21億円の減収で大変厳しいと、こういうことを強調をされております。それを強調されることをどうのこうのということじゃない。

要は、そういうことを強調されながら、基金を活用されるのかと。先ほどあなたの言われたように、行政水準の維持をし、住民サービスの向上を図っていくために、この基金を活用するのかという視点は全くなくて、この12月の補正予算でも、当初予算で基金を取り崩して帳じり合わせしたけれども、法人税と住民税合わせて2億円の増収があったから、取り崩さずに、3,300万円また返しちゃうわと、こういう予算を組んでるわけでしょう。そうしたときに、じゃあなぜ財調を活用されないのか、その点について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 財政調整基金につきまして、なぜ活用しないかということであり

ますけれども、今後、どのような状況下が起きるか、それからましてや今大きな駅、それから駅前の区画整理と、いろんな大きな事業をやっております。その中で十分に対応できるかどうか、その中で対応できていくだろうというふうに思っておりますけれども、今後の動きについては、これを取り崩して対応しなきゃいけないとか、それもほとんどぎりぎりいっぱいまで考えて対応を図っていききたいなというふうに思っております。

私がそれを取り崩して何かに使うということを申し上げていなかったということでありましてけれども、まずこのものをそんなに簡単に、前回も11億ほど国の特別に減収したからと、減収補てん債というのを全部借りて、その中に上積みしておるわけでありまして、それを使わずに返したほうがいいたろうと、うまく運営ができればそれが一番いいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 新駅の問題、駅前の問題を言われました。

新駅については、もう別の会計で基金を積んでおって、それと若干の借金をやれば、一般会計は数千万円の負担で済むわけですよ。そのために、あなたの言われたようなことは、新駅もある、駅前もある、大変だと言っときながら、ちゃんと別袋で貯金とつとるもんだ。そういうのを言いごまかしと言うんだ。そういうことじゃなくて、私は真正面から向いてほしい。

それは、この12月の補正予算で私立幼稚園就園奨励補助金970万円だと思ったが、それから就学援助費50万円追加補正しとるわけだ。なぜ、追加補正をしたのか。当初見込んだよりも住民の暮らしが急激に低下をして、就園奨励補助金や就学援助の支給を対象とする世帯がふえてきた。ふえてきたということは、住民の所得がそれだけ急激に落ち込んできているよということですよ。

そうした状況を補正予算の中で組みながら、じゃあそのためにもっと多くの人たちが苦しんでいる、大変な状況にあるときに、なぜ公共料金を11項目も上げて、住民には国保税、使用料、下水道、集落排水使用料を含めて値上げをする。その一方では、道路に埋めてあったり立ててある電柱、ガス管、中電とNTTとガス会社の道路占用料は27%も負けてやる。300万円も減収にして、片一方では住民にどばんと負担をかける。どばんと負担かける内容について答弁がいただきたい。幾らかけるんだ。個々の問題を全部集計して、トータルで答えて。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の使用料・手数料等につきましては、応分の値上げをさせていただくということでございます。

今回、私もこれに踏み切ったことについては、近隣の状況下、全部、前回の8月の協議会のときに議員の皆さん方には資料をお出ししてありますので、この近隣の状況下は御承知おきいただいているかと思えます。

その中において、ある部分におきましては高い部分もあったかというふうに思いますけれども、全体的に幸田町の使用料・手数料というのは、近隣においてはかなりの差がある。これはある程度町民の皆さんに御負担をいただこうと、今までは補助金・交付金の見直しということで、皆さんの各団体には1割負担、1割減とか、1割5分の減とい



う形をお願いしてきたわけでありますけれども、今回におきましては、各団体における受益者の皆さん方にひとつ御理解をいただいておりますというところでおるわけであります。

それから、全体的に、先ほども三十数億の財調があるわけでありますけれども、来年度の予算を組むのに、現状の、先ほど伊藤議員おっしゃったように、21億ダウンしたものが現状と同じパターンでやっていくとしたら、これは大きな財源でございます。それをもし崩して同じベースで予算を組んでいくと、今の現状を維持をしていくと、三、四年後にはある程度景気も上昇するであろうと、そういうことを見込んでの状況でございますので、今回のこの使用料・手数料につきましては、全体のバランスを見てお願いをしたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もう残り時間が2分切っちゃったものであれですが、たくさん申し上げたいことがある。しかし、時間の制限もあるので、申し上げます。

要は、あなたの言われるのは、受益に相当する負担、つまり町民に受益者負担を求めていくんだと、これが今の町政であります。そういう町政なのか、住民が受益を享受できるまちづくりにしていくのか、それはまさに雲泥の差なんです。

受益者負担という名で住民に負担を求めるのか、住民がまちの行政の受益を享受できるまちの政治にしていくか、ここの視点、観点がなければ、21億円減収したと。じゃあ、それを補てんをすると言ったときに、じゃあその補てんをする財源がどこにあるかということじゃなくて、あなた自身が21億をやったら、行政水準で今までの問題を全部クリアしなきゃあかんよという論法ですわ。そんなことできるわけねえじゃん。

ということで、じゃあ幸田町の37億の財政調整基金、近隣の市町、もうここで言いますが、蒲郡市は14億8,000万円ですよ。新城市は16億5,000万円、知立市は19億4,000万円、高浜市は18億3,000万円、東浦町は17億2,000万円、いかにため込んで住民を苦しめてきたのかということのあらわれでしょう。この中には、地方交付税の不交付団体もあります。そういうところでも、このレベルの財政調整基金です。だったら、37億の基金を取り崩して、住民の暮らしを守るために使ってくださいよと、活用してくださいよと、なぜこの時期に公共料金を値上げするのかという問題を問うて、最後にいたします。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 町民の皆さんから血税をいただいているわけでございます。私も今回のこの値上げするために、ある女性にも、いろんな女性の方たちにも話をしたわけでありまして、行政改革というのは、ただそういう改革をして下げれば良いということじゃなくて、応分に応じて少し高いところまで協力することはやぶさかではない。要は、町民の私たちに見えるお金の使い方をしてほしいと。その見えるお金の使い方ということは、税金がどんな形で使われたかということがよくそれが見えるように私たちに説明してほしいなということを言っております。

要は、税金が町民の皆さん全体にわたって、私利私欲のない税金の使われ方をする、それを求めていることだと思っておりますけれども、私は今回のこの今の時点にお願い

をしたということでありまして、私が当選いたしまして最初に行政改革の第1弾としてやらせていただくことが、実はこれであるわけでありまして。実は、次は、第2弾は、事業仕分けだとか、ワンストップだとか、そういうものを今、大きな五つのプロジェクトで今始めました。

そういうことで、町民の皆さんに目で見えてわかるといたしますか、そういう行政をしていきたいというふうに思っておりますので、今回におきましては、幸田町の使用料・手数料は近隣のトップをいっているだけじゃなくて、それよりもまだ8割、7割方下のところで抑えてございます。その辺を十分御理解いただいて、町民の皆さんに見える、これがどういうふうに使われるんだということを、このお金が来年度予算にどういうふうに使われるかということを御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、浅井武光君の質問を許します。

1番、浅井君。

○1番（浅井武光君） きょう、議長のお許しを得て、質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

私も議員になって初めての一般質問ということで、何かと不手際があるかと思っておりますけれども、一生懸命やりますので、回答のほうもよろしくお願いたします。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）でありますけれども、これにつきまして町当局の考え方を聞きたいと思っております。

日本の農業は、近年、農業人口の減少、後継者不足、天候の不順等により、非常に厳しい状況になっていることは、皆さん方も承知だと思います。

今回、政府が打ち出した「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」参加を11月9日に閣議決定をし、「アジア太平洋経済協力会議（APEC）」で貿易自由化を進める考えを首相が表明いたしました。

国内の農業は、TPPに参加すれば、10年以内に例外なき関税撤廃が原則であることから、農業に壊滅的な打撃を与えておられると思っております。また、撤廃となれば、食料の安全、自然保護等が脅かされ、農林水産業や地域経済は深刻な影響を受けると予測されます。

国のTPPをめぐる今後の日程について発表がありまして、2011年3月に自由貿易の障害となる非関税障壁を撤廃するための方針を決定し、6月にはTPPの参加・不参加を判断し、その後、農業の強化に向けた国内対策の中長期的な計画をする策定となっております。

これで、この関係について、町の考えはどうか、担当部署にお聞きしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 非常に大きな問題でございますが、「環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）」に対します町の考え方ということでございますが、議員の言われましたことと若干重複いたしますけれども、先月閣議決定されて、その参加決定につきましては、先送りするという事になったわけでございますが、関係国との協議は開始するとされたことについては、御案内のとおりでございます。

これにつきましては、貿易の完全自由化を目指すというものかと思いますが、国民への説明が不十分な状態での発表がされたということによるためか、関係各方面でも反対だとか、困惑の声明が出されておるところでございます。新聞等にもたくさん報道がされております。

ＴＰＰへの参加につきましては、貿易立国の日本が国や地域間で経済連携を深める大きな流れから孤立することはできないと、愛知県知事もそういった旨の発言をされておるところでございますが、実施された場合の農業に与えます影響につきましては、非常に大きなものがあるかと思っております。農業の壊滅的な影響が出るという声も農業団体等を中心として出されておるところは、御案内のとおりかと思っております。

また、その反面、輸出に関係する企業につきましては、当然メリットが生じまして、特に製造業等輸出に依存する企業体では、経営回復のチャンスとして、ぜひとも賛成というような声が上がっております。

総体的な影響につきましては、各省庁でいろいろ試算をされて、発表がされておるところでございますが、その発表の仕方、数値等でも、若干のそごが見られます。判断的にも苦しむわけでございますが、行政としては総体的に考えて対応・判断を慎重なものが求められていくというふうに思います。

あわせて、ＴＰＰに参加するということになりますれば、当然のように、関税率の高い農産物への影響が必至でございます。農地の多面的な働きにつきましては、今回発表されましたような産出額などでは推しはかることができない、失ってはならないというようなものもあるかと思っております。現段階でのＴＰＰへの参加は時期尚早であるというふうに考えます。

若干、政府発表もおくれるようなことも報道がされましたが、最終的な判断までには、農家が農業を続けていくことができるような、実効がある農業施策を国等に求めていきたいというふうに考えます。

そのためには、他の町村と連携していくのはもちろんでございますが、土地改良団体だとか農協組織等とも連携して情報発信とか活動をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） １番、浅井君。

○１番（浅井武光君） 今、担当部署から、もしそういうふうな参加になれば、近隣の市町等と連携を深め、また農協等とも連携を深めた活動・運動をしていくというお答えをいただきました。

では、愛知県の農業への影響という、いわゆる先ほど言われました・・・の数値では、数字等はある程度は発表されておりますけれども、愛知県の農業への影響についてはどのようになっておるか、そこら辺を一度お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 参加した場合の県内産業面の総額だとか、それから県内、見送ったときの影響はどういうふうな形のトータルの数字は、県のほうからホームページ等も含めて入手いたしました。個々の農業への影響額については、若干調べ切れませんでしたので、JAあいち中央会が特に影響のある8品目について試算した値でお答えをさせていただきたいと思います。

米につきましては、銘柄米、それから安い外国産のものにすべてが置き変わってくるということで、そのおそれがあるということで、346億円の減、それから牛乳・乳製品につきましては、北海道産のものが流通するということで、愛知県産につきましては、価格競争力で勝つことができず、214億円の減、主に小麦が対象になってくるかと思えますが、麦類につきましては、生産費を賄うことができず、8億円の減、豚肉は、銘柄品だけ残るとということで、152億円の減、鶏卵につきましては、業務加工用の一部が他県産のものに置き変わることで70億円の減、鶏肉については30億円、お茶が2億円の減となるということで、8品目で合計影響額は902億円の影響が出るというようなことでございます。

○議長（鈴木三津男君） 1番、浅井君。

○1番（浅井武光君） 今、担当部署から愛知県の農業への影響額はどうかということで、8品目で902億円の生産減だということが報告されました。

幸田町も、まだまだ農業については、東北・北海道・九州には負けますけれども、愛知県、特に幸田町においては、農業に関しては、それぞれ後継者も育てており、地域として頑張っておるというのが見受けられます。

そこで、参加阻止の運動についてお聞きしたいと思います。

全国では、今申し上げた北海道・東北・九州、農業団体、消費団体のTPPへの参加を断固阻止だということで署名運動等も今やっておりますけれども、愛知県は、このあいち中央会が12月21日に担い手農家、JA青年部、役職員、TPP参加の特別決議の採択を予定されております。

そういうことで、一応、不参加になるかなという声もささやかれる今日でありますけれども、幸田町としても、先ほど申し上げた主品目、イチゴ、米、ナス、ここを中心に、果樹では筆柿、ミカン、畜産は酪農から始まって肥育、こういうそれぞれの作物には優秀な農家の方がおられます。そこら辺を今後とも支援していくためにも頑張っていかないかんということをおもっておりますし、また新鮮で安全な農産物を道の駅、JAの直売所等で消費者に安価で提供できるもの、その中で、行政も農協と一緒に頑張っておるということでありますけれども、さきの町長が12月1日に全国町村会でTPP交渉への参加に反対する特別議決をされたと新聞報道で表明された。決議では、TPPに参加すれば、農村・漁村だけではなく、我が国の将来に深刻な影響を及ぼすと反対表明されました。

そこで、大須賀町長に、町長の考え方をお聞きしたいと、こういうふうに思います。  
よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先回、12月1日の全国町村会におきまして、TPPにつきましては、特別決議ということで、こういう形で特別決議をされたわけでございますけれども、全体的にこの農業の問題につきましては、非常に根幹をなす問題であるということで、皆さんからこういう関税の撤廃ということになりますと、非常に大きな影響を受けるということでございます。

反対とそれから相まって、両方に関税が撤廃されることによって、農産物だといろんなものが安く入るとか、いろんな複合的な問題があるわけでありまして。

しかしながら、日本の、例えば農業生産額が、これをやると40%が14%ぐらいに落ち込んでしまうという大きな問題も抱えております。自国で生産できるものがせめて50%まで上げようという時代の中にこういうことをされますと、14%まで落ちてしまうと、これは大きな問題でございまして、私どもとしましても自国の生産物で地産地消で売ろうというのが前提でございまして、今後とも力を出していきたいなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 1番、浅井君。

○1番（浅井武光君） 今、町長から、何とか協力してそれぞれ事業に対して頑張っていくという声を聞きました。ぜひとも、幸田町の農家・農業を守るためにも頑張ってくださいと、こういうふうに思います。

与えられた時間、私の今回の質疑について終わりたいと思いますけれども、今回のTPP参加、これについては非常に枠が大き過ぎて、私も質問の中でどう質問していこうかということで悩みました。ですけれども、新議員として農業者を守っていく私として、ぜひこの問題を取り上げ、今後、議員と町と一体となって阻止に向けて頑張っていきたいと、こういうふうに思っておりますので、温かい御協力をお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、1番、浅井武光君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午前 11時25分

---

再開 午後 1時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、池田久男君の質問を許します。

4番、池田君。

○4番（池田久男君） 議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります通告順に従い質問してまいりますので、お願いをいたします。

世界的金融危機に始まる百年に一度と言われる未曾有の経済不況の影響を受け、国や

地方自治体の税収は大幅に落ち込んでいることが報告されています。

収入が減少する一方で、悪質な滞納者による収入損額は年々増加傾向にあり、このことが地方自治体の行財政に大きな影響を及ぼしております。逼迫した財政の健全化が自治体運営の最重要課題となっている中で、徹底した支出の抑制はもとより、収入の増加が強く望まれています。三位一体で自治体の収納率の向上は必須となってきました。担当者が手探りで戸別訪問や交渉、誓約書の徴収、滞納処分、支払い督促等を行ってきたのが実情であります。

自治体の中には、せっかく滞納整理についてマニュアルを作成しても、担当者が人事異動等によりノウハウが形成されることなく、あるいはそれまで培ったノウハウを生かせず、逆戻りしてしまうこともよく聞かれます。

消えた高齢者問題は、皮肉にもこれまで地方自治の名のもとで基礎的自治体の行政事務に依存してきた行政運営の根源的なリスクの要因ではないか。縦割り、連携不足、事なかれ主義などが原因ではないでしょうか。

自治体行政の法令遵守、行政運営の転換、さらには発展的な行政の実現が強く求められています。そのためには、自治体財政の安定化、法的能力の向上を図ることが必要不可欠であります。

そこで、第1点にお伺いをいたします。収納状況、納税相談についてでございます。

時効によって滞納処分を徴収できなかった全国の市町村の税の不納欠損処理は、年々増加しています。本町の収納率についてお伺いをいたします。過去3年か5年ぐらいまで、現在までの内容、現年繰越額はいかがですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町税全体の収納率でございますが、19年度から3カ年の率を申し上げますと、19年度が98.2%、20年度が97.7%、21年度が97.0%でございます。年々低下をいたしております。

この減少のどこに原因があるかということでございますが、町税の主要な税目であります町民税と固定資産税を見ますと、固定資産税はほぼ横ばいで収納率は推移いたしておりますが、町民税におきまして、特に個人町民税の収納率が減少にあり、全体への影響を出しているかと思えます。町民税の収納率で言いますと、19年度が98%、20年度が97.4%、21年度が97.3%というような形で収納率の低下が見受けられます。

町税はそうなのですが、特別会計におけます国民健康保険税、これにつきましては、さらに収納率の低下が際立っておるわけでございます。

今申し上げているのは、現年課税分の収納率ということで御説明を申し上げます。

国保税に至りましては、19年度が93.4%、20年度が91.7%、21年度が90.9%ということで、国保につきましては、この2カ年で2.5%の収納率の低下を来しておるとい状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） ただいま説明いただきまして、大変、年々下がっておるということで、これの原因というのか、要因というのを私なりに調べてまいりましたけれども、景気の低迷とか、また地価の下落が長期間にわたっておるよということと、経済の不況で失業、転職、あるいは病気など、あるいは特殊な事情でも、払いたくても払えない人も多くおられるわけでございます。そういう方には、分割とかおくらせる方法があると思っておりますけれども、その辺のところはいかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおり、この収納率の低下の要因といたしましては、近年の急激な景気の後退によるリストラ、失業、所得の減少といったものが原因となっておりますのではないかとこのように思っております。

なお、国民健康保険税につきましては、医療制度の改革によりまして、75歳以上の高齢者が後期高齢者医療に移行しました。75歳以上の方につきましては、納税意識の高い方が多いわけでございます。こういった方々が、結果としてそういうことでございます。納税が非常に昔ながらきちんとしていただける方が75歳以上には多いという、これは結果としてそういう事実がございます。その方々が後期高齢に移行されたということもありまして、その国保の収納率が下がった一要因ではないだろうかと思っております。

国保につきましても、先ほど来から一般質問でも議論されました。制度上の問題もあわせて、そういった収納率低下があるのではないかなというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） これは私の考えでございますけれども、現年度分の収納率を高める、それが将来の未収金の発生を予防、ひいては過年度分を含む収納率を向上させるものと考えておりますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 現年に発生した滞納については、現年で整理するという原則で対応しておるわけでございます。やはり、早い時期に納税の折衝をし、滞繰にしないという形が最も好ましい形であるわけでございますし、納税者にとりましても、滞納額が累積して多額になりますと、分割納付の計画も立たないといった状態に陥ります。したがって、額の少ないうちにきちんと納税をいただくという形に指導をしまっていることが大切だと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） ただいま総務部長は、僕から考えると、支払い意欲とか、財産のあるうちに早期に回収、現年度の収納率を高めるということで、繰り越しの滞納率を低下させるということと考えましたけれども、職員体制はどんなふうでございますか、教えてください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 最近の収納率低下という状態の中で、実は22年度の税務課の収納グループの体制を従来に増して体制強化を図りました。今現在は、6名体制でもって収納を行っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 向上させるには、やはり方策とか調査・分析ということもあろうかと思えますけれども、6名で今一生懸命やっておられる。

それで、文書については、督促、催告書とか電話、臨戸徴収などはどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 滞納整理の内容につきましては、納期限に納付された方以外、残された方につきましては、督促状の発送、催告状の送付等を行い、さらに納付がない場合は、臨戸徴収と申しますか、訪問して納税を促すという臨戸徴収を行っております。さらに納付がない場合は、財産調査等をさせていただきます、財産がある場合につきましては、差し押さえ等を実施しております。

なお、地方税、町県民税につきましては、町税の48条の規定によりまして、県に直接徴収を依頼するというような形もっております。

ちなみに、21年度の差し押さえ件数につきましては、不動産が11件、債権が29件でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） ありがとうございます。

やはり近ごろ、少子高齢化になってまいりまして、御高齢の方はなかなか文書とか文字ではわからない、そういう面があるかと思えますけれども、やはりそういう方には、やはりこちらから出向いて、かんで含んで言い聞かせるように、払ってもらうというのじゃなくて、納付してもらうという、そういう考えで職員の方もやっておられると思えますけれども、もう一度、御高齢者に対しては、なかなかそういう忘れるとか、解釈が理解できない、そういった部分がありますけれども、その辺のところ、職員について、御高齢者の方には戸別訪問というか、出向いて説明しておられるか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 納税の仕方につきましては、普通納付とか給与天引きだとか、いろいろございますが、町の税金の納付の仕方としては、口座振替という制度でやっている。口座振替率は、ちょっと下がってはきておりますが、かなりの半数以上の方は口座振替、納期を忘れてみえても、納期になれば自動的に口座から引き落としされるという口座振替を高齢の方にもお勧めして、そういったうっかり納付忘れというものを避けていくということでの指導を推進していきたいなと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） いみじくも部長は口座振替のことを言われましたが、私が調べた結果、六十数%の方が口座振替をやってみえるかなと思っております。

それと同時に、コンビニでもできるようにしたらどうかということで、私は今度、総務委員会で行政視察しました美浜町では、職員全課長が2人一組になって臨戸徴収、各種滞納措置の説明、納税の大切さを理解させて、一括納付、分納、ここは分納でも納税誓約をさせてくるよと、そして差し押さえの実施も予告してくるという美浜町の例でございますけれども、この辺のところもよく考えてやっていただきたいなと思えます。



それと、悪質な滞納者というのがありますけれども、悪質と言うと、誠意がないというのか、そういう人、電話、文書催告しても応じないとか、戸別訪問しても納税の誠意を示さない、また約束をしても約束を守るよと、行政に対して不満ばかり言うとか、それを理由にして拒否をするという、そういう悪質という滞納者の人員は把握されているか、いないか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） どの市町も、滞納整理については苦勞しながら進めておるといふ実態でございます。私どもも、いろんなあの手、この手ということでの収納率の向上に努めてまいっておるといふ実態でございます。

滞納者にもいろんな方が見えます。今、議員がおっしゃられるように、悪質な滞納者、そうでない滞納者というふうに仕分けるわけですが、やはりそこらをきちんと見きわめないと、非常に滞納者を追い込んでしまうというようなこともございます。

そういった意味で、悪質な滞納者に対しては、毅然とした対応で財産差し押さえも辞さないでいくと。そのほか大多数の納税者については、親切・丁寧に対応していくという、こういっためり張りをやはり持った滞納整理行政を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 納税には、公平・公正・簡素という三つの大きな原則があります。住民負担の公平性、合理的な理由がなく、差別的な取り扱いになっていないか、住民負担の公平性が確保されておるか、また住民福祉、生活再建の向上、モラルハザードの防止のバランスということで、徴収のみを強化した結果、生活保護世帯がふえたよと、または福祉関係費が増大するよと、またいわゆる住民がその徴収のみを強化していくと、町外へ転居、またそうすると町全体の施策として望ましくないと思います。こういうことで、住民が町外へ転居した例はあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 徴収強化によって住民が町外に出ていくというような理由としてそれを確認した事例はございません。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 一方で、納税を適切に行うことが徴収に応じない事態が蔓延して、応じる者が損をするというモラルハザードが生じかねない。その辺のところ、よく注視して現状調査・分析して改善点を導き出してもらいたいとお願いをいたしまして、次の質問、納税相談についてお伺いいたします。

納税相談には、きめ細かさ、生活実態に応じているかどうか、それとまた来庁、電話、外国人の相談対応はいかがですか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 今、税金の分納誓約をされている方が600名見えます。これらにつきましては、納税相談の結果、こういった分納の600名の方が見えるわけです。

したがって、納税相談をきめ細かくやり、少しでも納付いただくという形で御理解を願っておる結果、こういう分納の人数になっておるのではないかと考えております。

したがって、納期にきちんと払えない方につきましては、収入の状況、生活の状況、借金の負債の状況をよくお聞きして、徴収猶予や分割納付について対応しておるところでございます。

また、多重債務者の中にも見えます。そういった方々については、相談先も紹介させていただいておるところでございます。

そういった窓口以外にも、電話は毎日のように問い合わせもでございます。そういった電話での対応もいたしておりますし、外国人も課税の対象になっているわけですので、そういった方々についても、言葉の通じる非常勤職員の中に入れて、税金の理解をさせていただいておるとい状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 住民の理解、平等を示しているかなと私自身思って、大変ありがたいなと思っております。

そして、先ほちょっと触れましたけれども、口座振替、コンビニ納税の推進はどう考えておられるか、お伺いたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 納税の一番の理想の納付方法は、口座振替だというふうに考えております。これが一番納税者も町にとっても一番いい形ではないかなと思うわけでございますけれども、最近、若い方には口座も持たないとか、そういう方がふえております。そういう方々が普通の納付書で銀行へ出向いて納めていただくということなんです。これが非常に銀行の開庁時間が限られておるとい中で、結果、納付のチャンスを逸して滞納につながっていくというような形があります。

そういう中で、24時間営業をしておりますコンビニでもってこの税金の納付が可能となるということが納税の機会をふやすことにもなるわけでございます。

近隣の市町村では、既にコンビニ納税をスタートさせております。ちょっと幸田町は出おくれておるといことで、早速、このコンビニ納税ができるような今準備を進めておるところでございます。24年度実施という予定で今のところ考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） コンビニ納税に前向きな答えが返ってきて、ありがたいと思っております。

また、口座振替ですけれども、これは督促状なんかを出して、納付期限20日以内となっておりますけれども、延滞金とか手数料の別途加算されるわけでございます。それで、口座振替した方には、優遇措置として、プールとか町民会館でやられるいろいろな催しの割引制度を導入したらどうかと考えますけれども、いかがですか、お答えください。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 税金にそういった税金を使つてのそういう奨励割引制度というのは、前納報奨金制度というものはございますが、それ以外のプレミアをつけるような、そういう事例は近隣も全国的にもないのではないかというふうに思っております。

ただ、その口座振替をいかに推奨するかということでは、新たな納税者が発生するわけですね。転入された方、家を持たれた方、働くようになった方、そういった方々につきまして、まず口座振替を推奨するということで窓口でも対応いたしております。

いずれにしても、口座振替率を60%なんですけど、これを少しでも引き上げるという努力、これが収納率につながるというふうに理解しております。なお一層の推進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 延滞金とか手数料を払ってでも、この口座振替をやってもら。お金のことになりますけれども、十分もととはとれると私は考えておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思ひまして、次の大きな2番目の「滞納者のペナルティは」ということで、これは行政サービスの制限になります。

確信犯的な悪質な滞納者もいるわけでございます。町税は、基本原則がないと難しく、担税能力があるのに払わない人にペナルティを科するのが当然、氏名公表も慎重でないといけないが、やむを得ないという、この方は前向き。

また、ある一方で、サービスを提供することが基本である自治体が財政逼迫を理由にサービスを制限すべきではない。滞納者の多くは、払いたくても払えない、生活困窮者もあり、悪質でない人まで制限対象となる可能性があるという賛否両論でございます。

そして、本町のペナルティ、行政サービスの制限ということで、初めに町営住宅の入居の件でございますが、これは町営住宅条例があるので制限されているのか、いないのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 町営住宅につきましては、新規入居の判断をする際に、納税が前提ということで審査されておるといふふうに聞いております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） それでは、貸付金、また補助金交付など、制限はありますかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 商工資金の融資制度の活用する際にも、納税証明を必要といたしております。したがって、滞納される方につきましては、こういった融資制度が受けられないという状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） それから、福祉部長にお伺いいたしますけれども、短期保険証、資格証明書の交付はやっておられるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） まず、資格者証ですけれども、平成15年に2件、16年、17年に各1件発行いたしました。それ以外は発行しておりません。したがって、現在は資格者証の世帯はございません。

短期保険証につきましては、これは発行しております。9月末現在で、3種類あるわ

けでございますけれども、1カ月が8件、3カ月が148件、6カ月が29件、これはその滞納者の意欲等によりまして、3種類に分けております。小まめに接触が必要な方については、1カ月で更新をしております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 資格証明書の交付はないということで、大変ありがたいなと思っておりますけれども、1カ月、3カ月、6カ月、これは仮に生活が困るほどになると、遅延だったら、100円でも払えばすぐ交付するという意味でしょうか。ちょっとでも納税すれば交付するということですか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 本当に悪質な方以外は、短期保険証で対応をさせていただいております。

私どもが今思うところの被保険者世帯の中では、特に給付を制限してまで出さなきゃいかんほどの人はない。けれども、小まめに接触をしていかないといかんという人が8件ほどあるということでございますので、細かい基準を特に設けているわけではありませぬけれども、そんな対応をしております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 業者の入札参加のことでございます。

町税特別徴収の完全実施とか、事業所の町税等の滞納がない、事業主個人の町税等に滞納がないということだと思っておりますけれども、こういうペナルティは入札参加停止になっておるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 入札参加資格を与える際には、その会社の納税証明を必要といたしております。なお、代表者につきましても、個人の税金も含めて納税が前提でございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） それでは、納税証明書はすべて出されているということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 御指摘のとおりでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 次に、民間への協力ということで、町独自で民間のアパートを借り上げて町営住宅として貸すということでお伺いをいたします。

近隣ではやっていないとお聞きしましたがけれども、資産があってもお金がないという方、独居高齢者とか、高齢者、生活保護を受けている人も入りますけれども、家屋が古くて住んでおられるという方、高齢者についてでございますけれども、屋敷が広くても家が古いよということで、アパートを借り上げて、そこへ皆さん住んでもらうということですが、こういう考えはないでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 居住用財産については、滞納処分ということでの差し押さえま

では可能でございますが、公売はできないという、生活権の保障という範囲において、差し押さえはやはりこれは時効の停止ということが可能になるわけですね。通常5年で時効になるものも、差し押さえをすればずっと延々と時効の中断が図れるという意味での差し押さえ、そういった差し押さえはしますが、居住用財産については公売はしないという形で考えております。

したがって、居住用財産に住んでみえる滞納者をアパートに移し、そのあいた居住用財産、屋敷を処分、公売していくというようなことは今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） それと、もう1点、対策室の設立ということで、弁護士さん、税理士さん、警察のOBの方に依頼、または町外の人に滞納処理に当たってもらうということで、どうしても役場の方は地元でのしがらみが多くあると思ひますけれども、その辺の対策室の設立についてのお考えをお伺ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 滞納整理をするに当たって、職員の地元意識というものが作用しないだろうかという御心配でございますが、現に町の収納の職員については、そういったことは一切切り切った職務の対応をいたしておるところでございます。

なお、対策室を設けるといふ形は、滞納整理の強化という意味で受けとめるわけでございますが、今現在の6名体制、さらに加えて嘱託員で税務署経験のある方も雇用いたしております。そういった現行体制でもって、今後の滞納整理の強化を図っていききたいということで考えております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 今、部長の話ですと、自分ところでやって十分だということでございます。

そうすると、スキルアップのことについてちょっとお伺ひをいたします。

担当課が既存の組織と人員の中で管理・回収業務を行うほかないと思われまふ。研修でも、実践経験を伴わない研修は効果が薄くて限界があると思われまふ。限られた組織、人員の中で管理・回収、担当職員がスキルアップを図ることが最も現実的で有効な方法だと思ひますけれども、いかがですか。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 税務関係の職員は、そういった近隣のそういう研修の機会もございませう。税務署が行う研修の機会もございませう。三税協調というふうな形で、あらゆる形で税務署のノウハウというものは市町村にもそれは得る機会がございませうので、そういった知識・経験は問題なく習得できておるといふふうにご考慮しております。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） 最後になりましたけれども、「条例制定のご考慮は」といふことで質問させていただきます。

町税、公共料金など、長期滞納した住民に対し、行政サービスの提供は条例で制限する動きが全国の自治体に広がっております。地方への税源移譲で、財源を確保しようと

徴収強化に乗り出したことが背景にあります。

平成20年9月30日の読売新聞の調査では、42の市町村が条例を施行しております。悪質滞納者の氏名公表を検討する自治体もあります。専門家は、サービス制限の動きは今後も広がっていくよとしておりますけれども、本町でも条例化することで、納税の理解、平等を示す、それから税務課職員の徴収に対して使命感が伝わるのではないかと思いますけれども、本町の条例制定の考えはあるかないか、お伺いたします。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 条例制定のねらいにつきましては、滞納に対する行政姿勢を示すということ、さらに滞納者に対して行政サービスの利用制限を明確化するというようなねらい、さらには先ほど委員もおっしゃられたように、悪質滞納者については氏名公表を条文の中に盛り込むといったような自治体もございます。現実にその条例に基づいて公表した事例・実績はないわけですが、そういう条文も設けておる自治体もあると。

この税に関する条例制定につきましては、おっしゃられたように、全国で42の自治体、1,700の自治体の中での42、これが多いか少ないかという問題もございます。私もはまだまだ一般的ではないと、条例化についてはまだまだ検討の余地はあるというふうに思っております。

したがって、本町は現行制度、現行の体制でもって、引き続き最大限滞納整理については今の状況で頑張っていけるという思いでございます。

したがって、条例化については検討課題ということで、当面は制定はしていかないということでございます。

○議長（鈴木三津男君） 4番、池田君。

○4番（池田久男君） せんだって、行政視察で美浜町へ行ったところ、制定後は2,100万円ほどあった滞納額は1,200万、約2%上昇したということも聞いております。それで、98.58と高い収納率と聞いております。ぜひ、条例制定に向けて前向きなお考えと設定に向けて私は強く要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 地方税につきましては、滞納者は引き続き町民としてのつき合いを長くしていくわけでございます。税務署のような一過性の徴収とは違うわけです。引き続き税も発生するし、徴収もし、納税もしていただくという、そういう住民の皆様との関係でございますので、画一的な滞納強化ということで進めていくと、非常に問題も発生するというところがございますので、その辺を十分、先ほども申しましたように、悪質なものとそうでないものとはきちんと区分けして滞納整理に臨んでまいりたいというふうに思っております。

先ほどちょっとコンビニ納税の導入時期につきまして、24年度で実施ということで申し上げましたが、ちょっと1年ずれておまして、25年の予定でございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、4番、池田久男君の質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。  
以上をもって、本日の日程は終わりました。  
次回は、12月10日金曜日午前9時から再開します。  
本日一般質問された方は、議会だよりの原稿を12月16日木曜日までに提出をお願いいたします。  
長時間、お疲れさまでした。  
本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年12月7日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 大須賀 好 夫

議 員 内 田 等